

## VI 消費生活トラブル注意報！！（令和元年度）

※県内の消費生活相談窓口に寄せられた相談の中から、若者に多い事例について紹介しています。

第 35 号 (2019 年 4 月)	●自転車による事故に注意！！	P65
第 36 号 (2019 年 6 月)	●「必ず稼げる」と言われ借金して契約したが、実際は全く儲からず	P66
第 37 号 (2019 年 8 月)	●インターネットで購入したそのチケットは大丈夫??	P67
第 38 号 (2019 年 10 月)	●なくしたスマホの不正利用に注意！	P68
第 39 号 (2019 年 12 月)	●投資で簡単に儲かる?借金までして契約したけど...	P69
番外編 No.5 (2020 年 1 月)	●アンケートモニターのバイトをかたった詐欺に注意！！	P70
第 40 号 (2020 年 2 月)	●「お試し」のつもりでネット注文した商品が定期購入だった!?	P71

## 消費生活トラブル注意報 !!

# 自転車による事故に注意！！

・・・北九州市立消費生活センター



### (相談事例)

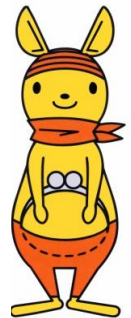
自転車のハンドルにかばんをぶら下げた状態で走行していたところ、かばんが車輪に巻き込まれて、自転車ごと転倒してしまった。今までもよく、かばんや傘をハンドルにぶら下げていたが、そのような自転車の使用法は危険だったのだろうか。(10代女子)

「消費者庁イラスト集より」

### (アドバイス)

#### ◆ハンドルにもものをぶら下げないようにしましょう。

ハンドルに買い物袋やかばん、傘などをぶら下げていると安全な運転ができないばかりか、荷物が車輪に巻き込まれて急停車し、体が投げ出され、大けがをする恐れがあるため大変危険です。荷物はハンドルにぶら下げず、かごに入れるか、荷台にのせてしっかりとしばりましょう。



#### ◆定期的に自転車のメンテナンスをしましょう。

自転車は乗り続けているうちに、各 부품の固定に緩み、がたつきが生じるようになります。乗る前にブレーキ、タイヤなどに異常がないかを確認し、不安な点があれば自転車に乗らずに、販売店などに相談しましょう。また、定期的に自転車の整備士の点検を受けるようにしましょう。

#### ◆安全運転を心がけましょう。

交差点などでの安全確認や歩道での歩行者優先など、交通ルールをしっかりと守って交通事故を起こさないように心がけましょう。

#### ● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

\*消費者ホットライン TEL(局番なし)188 (いやや!)

(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します

# 「必ず稼げる」と言われ借金して 契約したが・・・実際は全く儲からず



「消費者庁イラスト集より」

SNS に投稿した写真をきっかけにメッセージが届いた。何度かやり取りをしていた。ネット上で起業するにあたり、集客術等を教えるセミナーが、格安の参加料で開催されるため、参加してみないかと誘われた。

参加したセミナーでは、ネット上で収益を上げている人を紹介して「必ず稼げる」などと説明され、話を聞くうちに自分もやってみたいと思うようになった。担当者から、教材の購入とマンツーマンのコンサルティング料で、30万円が必要だと言われた。「お金がない」と言うと、クレジットカードを作ればよいと言われ、さらに不足分は学生ローンで借金することを勧められ契約した。

実際は、簡単に稼げる内容ではなく、全く儲からない。

## \*アドバイス\*

- ◆今回の事例のような「情報商材」の内容は中身を見るまで分からないことが多く、実際に得られる情報が「ネットで手に入るような内容だった」「素人には難しすぎる内容だった」など思っていたものとは異なる場合があります。
- ◆「必ず稼げる」「簡単に稼げる」などといった問題のある表示を安易に信用しないようにしましょう。
- ◆SNS上のアプリを通して知り合った人物に勧誘され、高額な契約をしてトラブルに遭うことがあります。SNSなどで知り合った人物などからの突然の勧誘には注意しましょう。
- ◆また、今回の事例のように、契約のためにクレジットカードを作らせたり、借金することを勧めたりする事業者には十分注意しましょう。
- ◆少しでも不審に思ったら、お住まいの市町村の消費生活センターに相談しましょう。



## ● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

\* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)

(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します

消費生活トラブル注意報

第36号 2019年6月

事例提供：福岡市消費生活センター 発行：福岡県消費生活センター

# インターネットで購入した そのチケットは大丈夫??



「消費者庁イラスト集より」

スマートフォンでコンサートのチケットを申し込んだ後、公式サイトではなく、海外の転売仲介サイトでの高額な取引だとわかった。

解約したいがどうしたらよいか。

(10歳代女性(保護者からの相談))



## (アドバイス)

- ◆ ネット検索で、一番上に公式でないサイトが表示される事例が、多数報告されています。
- ◆ チケットを購入する際は、公式チケット販売サイトかどうかよく確かめて購入しましょう。チケット転売仲介サイトに解約を申し出ても、利用規約により解約できない場合もあります。
- ◆ ネットオークションや転売仲介サイトで購入したチケットの中には、入場時の本人確認等で入場できない場合もあります。また、公演中止・延期の払い戻しの補償が受けられない場合もあります。
- ◆ 急な理由でチケットを転売したい場合は、公式のリセールサイトを利用しましょう。
- ◆ 不安に思った場合やトラブルになった場合は、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

## 参考：チケット不正転売禁止法がスタートしました

- 人気のコンサート等のチケットを、業者や個人が買い占め、ネットオークションや転売仲介サイト等で高額で転売されている状況があり、チケットを本当に求めている人にとって入手しづらい状況が続いてきました。そこで、チケットの不正転売等を禁止する法律(通称「チケット不正転売禁止法」)が今年6月14日から施行されました。
- インターネット上での売買を含めてコンサートやスポーツ等のチケットを、興行主等の販売価格(正規価格)を超える価格で転売することや、転売目的で手に入れることが禁止されました。一定の要件を備えたチケットが対象です。
- 違反したときは、1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその両方が科されます。
- 転売仲介サイト業者に対しては、この法律では特に規定はありませんが、不正転売に該当する出品が確認された場合には、削除等の対応が望まれると考えられます。

## ● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

\* 消費者ホットライン TEL(局番なし) 188 (いやや!)

(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します

消費生活トラブル注意報

第37号 2019年8月

事例提供：福岡県消費生活センター

発行：福岡県消費生活センター

# なくしたスマホの 不正利用に注意！



「消費者庁イラスト集より」

スマホを紛失してしまった。自分がなくしたスマホを誰かが拾って悪用していないか心配している。どうしたらいいのだろうか。 (10代女子)



## (アドバイス)

### ◆紛失したスマホを不正に使われるトラブルが増えています。

電子マネーを勝手に使われるなどの金銭的な被害だけでなく、スマホに保存している写真や連絡先などの個人情報流失して犯罪に利用される恐れもあります。また、スマホは高値で取引されるため、売却されてしまうこともあります。

### ◆日ごろからスマホの紛失や盗難にあった場合に備えておきましょう。

紛失や盗難にあった場合に備えて、日ごろから暗証番号等で端末の利用をロックしておきましょう。必要な連絡先や、利用している SNS 等のアカウントの情報 (ID やパスワードなど) はメモしておきましょう。

### ◆スマホを紛失した時は、落ち着いて対処しましょう。

スマホを紛失した時は、すぐに紛失した可能性のある場所に問い合わせて、スマホを探しましょう。

次に、携帯電話会社に連絡して紛失時に利用できるサービス (位置情報検索サービス、本体の遠隔ロック、電話回線の停止など) について確認しましょう。

警察への紛失届の提出も忘れずにしておきましょう。

### ● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

\* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)

(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します

消費生活トラブル注意報

第38号 2019年10月

事例提供：北九州市立消費生活センター

発行：福岡県消費生活センター

# 投資で簡単に儲かる？ 借金までして契約したけど…



SNSで副業について検索していて知り合った人と親しくなり、無料通話アプリで話をするようになった。



何度かやり取りをするうちに、FXの自動売買システムを勧められた。AIで運用するシステムで誰でも簡単に儲けることができるといわれ、後日、直接会って説明を聞くこととなった。



待ち合わせ場所に行くと、事業者が同席しており「必ず儲かる」と勧誘され応諾した。しかし、システムツールが130万円と高額で支払えないと言うと、消費者金融で借金をするように勧められ、3社から借金をして事業者に支払った。また、運用資金として、追加で借金して70万円を準備した。



その後、事業者と契約したシステムを使って資金を運用してみたが、全く儲からず、最終的に200万円の借金だけが残った。



## (アドバイス)

- ◆ SNSをきっかけに知り合った人から儲け話の勧誘を受け、高額な契約をしてしまう事例が増加しています。「必ず儲かる」「簡単に稼げる」などといった言葉を安易に信用してはいけません。契約のために、借金してもすぐ取り戻せると勧めたりする事業者には特に注意しましょう。
- ◆ 知り合ったばかりの人からの儲け話の勧誘には注意し、信頼できる人に相談することも大切です。少しでも不審に思ったら、お住まいの市町村の消費生活センターに相談しましょう。

※FXとは、証拠金(保証金)を事業者に預けて、預けた証拠金の何倍もの額の外国通貨の取引を行うものです。

### ● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

\* 消費者ホットライン TEL(局番なし) 188 (いやや!)

(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します

# アンケートモニターのバイトをかたった詐欺に注意！！

## (相談事例)

大学の近くで「時給5,000円のアンケートモニターのバイトがある」と知らない男に呼び止められた。ファミレスに移動し、アンケートに答え、その場で5,000円もらった。アンケートの登録に個人情報があるとのことで、電話番号等を伝え、運転免許証と自分の顔写真も撮られた。5,000円のその他にも追加報酬があり、それは銀行に振り込むと言われたので、銀行口座番号と暗証番号を教えた。すぐに自分の携帯に本人確認の電話がかかり、男が代わって電話に出た。男から、今後かかってくる電話には出なくていいと言われた。

その時は、特にあやしいと思わなかったが、後日、似たような詐欺の手口があると知った。そこで、最初にかかってきた本人確認電話の着信履歴にかけてみると、消費者金融の電話番号だった。確認すると、自分名義で消費者金融に登録していたことが分かり、10万円が借りられていた。登録の解除をしようとしても返済しないと登録解除が出来ないと言われた。  
(大学生 男性)

## (アドバイス)

- ◆ 「高い時給のアンケートモニターのバイトがある」と声をかけられ、個人情報等を教えたところ、意図せず消費者金融に登録され、ローンを組まれていた、という相談が若者を中心に増えています。
- ◆ 本人が了承していないのに、第三者に勝手に名義を使われて（「名義冒用」といいます。）消費者金融でお金を借りられてしまった場合は、原則として、借金を返済する義務はありません。  
ただし、名義を勝手に使われた契約について、本人が支払いを行ったり、事後に了承したりすると、「追認」といって支払義務が発生することもあるので注意が必要です。
- ◆ こういったトラブルを避けるためには、個人情報を安易に人に教えないことが大切です。
- ◆ 今回の事例では、本人名義での借金については了承していないことから、返済義務がないことを主張することができますが、相手方と争いになることも考えられますので、個人で対応するのではなく、消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談しましょう。



### ● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

\* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)

(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します



# 「お試し」のつもりでネット注文した商品が 定期購入だった!?



「消費者庁  
イラスト集より」

高校生の息子が、SNSの広告を見て、親に内緒で、スマホで500円の抑毛ローションを注文していた。2回目の商品が届き、4回の定期購入が条件で、初回のみ500円だとわかった。2回目以降は毎回5,000円の高額な商品のため、未使用の2回目以降の商品を取り消したい。

## (アドバイス)

- ◆ 未成年者が親の承諾なく申し込んだ契約は取り消すことができます。本人もしくは親から業者に未成年者契約の取り消しを申し出るよう助言したところ、契約を取り消せたと報告を受けました。
- ◆ インターネット通信販売には、クーリング・オフはありません。業者には、返品を受ける条件をサイトに表示することが法律で義務付けられています。業者によって条件が異なりますので注意しましょう。
- ◆ 割引価格の「初回」「お試し価格」は、定期購入が契約条件となっていないか、通信販売の広告表示をよく確認しましょう。購入者の都合で返品できるかどうか、返品できる場合の送料負担などの条件は、表示内容に従うことになります。
- ◆ インターネット通販では、最終申込みの意思を伝えるボタンを押す前に、「最終確認画面」で、契約に関する重要な情報を確認しましょう。
- ◆ 困ったときは、お近くの消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。



## 契約をする時、未成年と成年では違いがあります！

未成年	保護者等の同意を得なければなりません。保護者等の同意を得ないで契約した場合、未成年者取消権により、契約を取り消すことができます。
成年	自分の意思で契約をすることができます。未成年者取消権はなくなります。

民法が改正され、2022年4月1日から成年の年齢が「18歳」になります。  
18歳、19歳でも契約による責任が生じるようになります。  
契約をする前に、慎重によく考え、賢い消費者になりましょう。

### ● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

\* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)

(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します

